

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険資格に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相良村は、国民健康保険資格に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 相良村長

## 公表日

平成27年5月29日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民健康保険資格に関する事務
事務の概要	<p>国民健康保険被保険者等について、資格取得・喪失、証の発行を行う。</p> <p>[番号法別表第一に関する事務] 被保険者又は被扶養者に係る申請等を審査・受理する。 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等を発行する。</p> <p>[番号法別表第二に関する事務] 被保険者又は被扶養者に係る申請等に関する住民票関係情報の照会。 被保険者又は被扶養者の資格の得喪に関する情報の照会。 他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、医療保険被保険者等資格に関する情報の提供。</p>
システムの名称	国民健康保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付険組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に、本評価書記載の事務(事務の概要)が含まれる項。(1、2、3、4、5、80の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に、本評価書記載の事務(事務の概要)が含まれる項。(42の項)2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [主務省令における情報提供の根拠] 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第43条 [主務省令における情報照会の根拠] 第25条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健福祉課
所属長	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相良村総務課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相良村保健福祉課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

